

入札説明書

この入札説明書は、独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程、契約事務取扱規則を遵守し、本契約に係る入札公告（入札公示及び指名通知）（以下「入札公告等」という。）の他、文部科学省が定めた文部科学省発注工事請負等契約規則（昭和28年文部省訓令。以下「文部科学省契約規則」という）を準用し、独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）が行う契約に関し、一般競争に参加しようとする競争加入者又はその代理人が熟知しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

I 入札及び契約に関する事項

1 契約担当者等

- | | |
|-----------|-------------------------------|
| (1) 契約責任者 | 独立行政法人国立青少年教育振興機構
理事 小松 悌厚 |
| (2) 郵便番号 | 151-0052 |
| (3) 所在地 | 東京都渋谷区代々木神園町3番1号 |

2 競争入札事項

- | | |
|-----------|-------------------------------|
| (1) 契約件名 | 2019年度アセアン加盟国中学生招聘交流事業旅行業務等一式 |
| (2) 契約内容等 | 別冊仕様書による。 |
| (3) 契約期間 | 契約を締結した日～令和元年11月26日 |
| (4) 入札方法 | |

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、

- ① 競争加入者等（競争加入者又はその代理人を含む。以下同じ）は、請負代金の前金払の有無、前金払の割合又は金額、部分払の有無又はその支払回数等の契約条件を別冊契約書（案）に基づき、十分考慮して入札金額を見積るものとする。
また、本件業務等に要する一切の諸経費を含め入札金額を見積るものとする。
 - ② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約金額の総額を入札書に記載すること。
- (5) 入札保証金及び契約保証金 免除

3 競争参加資格

- (1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則（以下「取扱規則」という。）第3条及び第4条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。
- ① 被保佐人、被補助人及び未成年者で必要な同意を得ている場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - ② 以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様。）
 - (ア) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (イ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (ウ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (エ) 契約の履行に当たり故意又は重大な過失により、工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

- (オ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (2) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において、開札時まで令和元年度に「役務の提供等」が「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。
なお、競争参加資格を有しない競争加入者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。
- (3) 法令等の定めにより許認可を受けて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可を受けていることを証明した者であること。
- (4) 入札公告等において日本工業規格を指定した場合にあっては、当該規格の製品を納入できることを証明した者であること。
- (5) 入札公告等において特定銘柄製品名又はこれと同等のものと特定した場合にあっては、これらの製品を納入できることを証明した者であること。
- (6) 当機構から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 競争加入者等は、上記事項のうち入札公告等に公告又は公示された事項につき、書面によりこれを証明のうえ、入札書と同時に提出するものとする。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び契約に関する事務の問い合わせ先
(郵便番号) 151-0052
(所在地) 東京都渋谷区代々木神園町3番1号
(機関名) 独立行政法人国立青少年教育振興機構
管理部財務課調達管理室事業支援第二係
(電話番号) 03-6407-7688
(FAX) 03-6407-7649
(E-mail) honbu-jigyousien2@niye.go.jp
- (2) 入札説明会の日時及び場所
実施しない。
- (3) 入札書等の受領期限
令和元年9月9日(火) 12時00分(必着)
- (4) 入札書の提出方法
 - ① 競争加入者等は、別冊の仕様書及び契約書(案)を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、上記4の(1)に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後は仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
 - ② 競争加入者等は、次に掲げる事項を記載した別紙2の入札書から競争加入者等の立場により様式A1からA3のいずれかで作成した入札書を持参又は郵便(書留郵便に限る。)により提出しなければならないものとする。
 - (ア) 入札件名
 - (イ) 入札金額
 - (ウ) 競争加入者本人の住所、氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)及び押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)
 - (エ) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

- ③ 入札書を持参する場合は、封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和元年9月20日開札〔2019年度アセアン加盟国中学生招聘交流事業旅行業務等一式〕の入札書在中」と朱書きし、郵便により提出する場合は、二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ封印の上、中封筒の封皮には持参する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には「令和元年9月20日開札〔2019年度アセアン加盟国中学生招聘交流事業旅行業務等一式〕の入札書在中」と朱書きしなければならない。
- ④ テレックス、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- ⑤ 競争加入者等は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- ⑥ 競争加入者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(5) 入札書の無効

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

- ① 入札公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者が提出したもの
- ② 入札件名及び入札金額のないもの
- ③ 競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のないもの又は判然としないもの
- ④ 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないもの（記載のない又は判然としない事項が、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）
- ⑤ 入札件名に重大な誤りのあるもの
- ⑥ 入札金額の記載が不明確なもの
- ⑦ 入札金額の記載を訂正したものでその訂正についての印の押していないもの
- ⑧ 入札公告及び入札説明書において示した入札書の受領期限までに到達しなかったもの
- ⑨ 入札公告及び入札説明書に示した競争加入者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの
- ⑩ 独占禁止法に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出したもの（この場合にあつては、当該入札書を提出した者の名前を公表するものとする。）
- ⑪ その他入札に関する条件に違反した入札書

(6) 入札の延期等

競争加入者等が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状況にあると認められるときは、当該入札を延期し、又は、これを廃止することがある。

(7) 代理人による入札

- ① 代理人が入札する場合は、入札時まで代理委任状を提出しなければならない。
- ② 競争加入者等は、本件に係る入札について他の競争加入者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札の日時及び場所

令和元年9月20日（金）15：00～

国立オリンピック記念青少年総合センター センター棟6階 入札室

(9) 開札

- ① 開札は、競争加入者等を立ち合わせて行う。ただし、競争加入者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ② 開札場には、競争加入者等並びに入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び上記①の立会職員以外の者は入場することはできない。
- ③ 競争加入者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ④ 競争加入者等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書を提示しなければならない。この場合、代理人が上記4の（7）の①に該当する代理人以外の者である場合にあっては、代理委任状を提出しなければならない。
- ⑤ 競争加入者等は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。
- ⑥ 開札場において、次の各号の一に該当する者は当該開札場から退去させる。
 - (ア) 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - (イ) 公正な価格を害し又は不正の利益を得るために連合をした者
- ⑦ 開札をした場合において、競争加入者等の入札のうち、予定価格の制限の範囲内に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。
- ⑧ 競争加入者等は、開札に立ち会えない場合、開札不参加届（別紙6）を開札日時までに上記4の（1）に提出するものとする。

5 落札者の決定方法 最低価格落札方式とする。

- (1) 前記4の(4)に従い書類・資料を添付して入札書を提出した競争加入者等であって、前記3の競争参加資格及び入札説明書において明らかにした要求要件をすべて満たし、当該競争加入者等の入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った競争加入者等を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によって、その者より当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。
- (2) 落札者となるべき者が2人以上あるときには、直ちに当該競争加入者等にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、競争加入者等のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

6 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 競争加入者等に要求される事項
 - ① この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書及び別封の履行できることを証明する書類を、前記3の競争参加資格を有することを証明する書類（以下「競争参加資格の確認のための書類」という。）とともに、前記4の(3)の入札書の受領期限までに提出しなければならない。
 - ② 競争加入者等は、開札日の前日までの間において、履行できることを証明する書類及び競争参加資格の確認のための書類その他入札公告及び入札説明書において求

められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者等の負担において完全な説明をしなければならない。

- ③ 競争加入者等又は契約の相手方が本件入札に関して要した費用については、すべて当該競争加入者等又は契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 競争参加資格の確認のための書類及び納入できることを証明できる書類
- ① 競争参加資格の確認のための書類及び納入できることを証明できる書類は別紙1により作成する。
 - ② 資料等の作成に要する費用は、競争加入者等の負担とする。
 - ③ 提出された書類を競争参加資格の確認並びに納入できるかどうかの判断以外に競争加入者等に無断で使用することはない。
 - ④ 一旦受領した書類は返却しない。
 - ⑤ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。
 - ⑥ 競争加入者等が自己に有利な得点を得ることを目的として虚偽又は不正の記載をしたと判断される場合には、評価の対象としない。
- (4) 契約書の作成
- ① 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から7日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約書の取り交わしをするものとする。
 - ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、契約担当者が契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
 - ③ 前記②の場合において、契約担当者が記名押印したときは、当該契約書の一通を契約の相手方に送付するものとする。
 - ④ 契約担当者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (5) 支払い条件 別冊契約書（案）のとおりとする。
- (6) 本件業務の検査等
- ① 落札者が入札書とともに提出した履行できることを証明する書類の内容は、仕様書等と同様にすべて検査等の対象とする。
 - ② 検査終了後、落札者が提出した履行できることを証明する書類について虚偽の記載があることが判明した場合には、落札者に対し損害賠償等を求める場合がある。

別紙1 競争参加資格の確認のための書類及び納入できることを証明する書類

別紙2 入札書（A1～A3）

別紙3 委任状（B1～B3）

別紙4 入札書及び委任状の作成・提出にあたっての留意点

別紙5 参考見積書（記載例）

別紙6 開札不参加届

別冊 仕様書

別冊 契約書（案）

※ 競争加入者の立場により、別紙2の入札書A1からA3及び別紙3の委任状B1からB3を使用すること。

別紙1 競争参加資格の確認のための書類及び納入できることを証明する書類

I 事前の提出書類

- 1 競争参加資格の確認のための書類
令和元年度の資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し … 1部
- 2 履行できることを証明する書類
（各提出書類には社名、代表者名、社印及び代表者印を押印）
契約実績書（官公庁関係で同等の役務の契約実績＜契約書、仕様書等＞の写し） … 1部
※契約実績がない場合は、提出不要とするが可能な範囲での提示を求める。
また、契約実績一覧表（件名、相手方、契約日、契約金額、定価等記載可能な事項）での提示を可能とする。
- 3 当該航空券の変更又は取消し条件について内容を記載した書面 … 1部
- 4 仕様書に基づき提示する宿泊ホテル及び客室に関する資料 … 1部
- 5 入札書（別紙2） … 1部
※定型封筒に入れ密封の上、封をした箇所に入札者の印で割印すること。
- 6 委任状（別紙3） … 1部
※見積書に記載する氏名が支店長等の場合は様式 B2。入札参加者が代理人の場合は様式 B1 若しくは様式 B2、復代理人の場合は様式 B2 及び様式 B3。
- 7 参考見積書（代表者名の記載及び社判・代表者印を捺印したもの。） … 1部
参考見積書の内訳については「別紙5 参考見積（記載例）」にならない、項目毎に課税、不課税の区分を明記すること。
燃油サーチャージ料金について、令和元年9月9日時点のもので算出すること。
- 8 開札不参加届（開札当日に参加出来ない場合のみ提出すること） … 1部

<提出方法>

- 1 提出期限 令和元年9月9日（月） 12時00分（必着）
- 2 提出先 東京都渋谷区代々木神園町3番1号
独立行政法人国立青少年教育振興機構
管理部財務課調達管理室事業支援第二係

II 開札時の提出書類（開札日時：令和元年9月20日（金）15：00～）

- 1 委任状（入札参加者が代理人や復代理人の場合に必要。代理人の場合
様式 B1 若しくは様式 B2、復代理人の場合は様式 B2 及び様式 B3） … 1部
- 2 代理人（復代理人）の名刺 … 1部
※その他再度入札に備え、委任状に使用した代理人（復代理人）の印鑑及び入札書の予備を持参すること。

III 落札決定後の提出書類

- 1 落札内訳書（落札日付） … 1部
- 2 委任状（契約書及び請求書類に記載する氏名が代表者と異なる場合） … 1部

<提出方法>

- 1 提出期限 落札決定後、速やかに。
- 2 提出先 東京都渋谷区代々木神園町3番1号
独立行政法人国立青少年教育振興機構
管理部財務課調達管理室事業支援第二係

(競争加入者本人が入札する場合)

様式A1

入 札 書

件 名 2019年度アセアン加盟国中学生招聘交流事業旅行業務等 一式

入札金額 金 円也

独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則を遵守し、文部科学省が定めた発注工事請負等契約規則を準用し、入札説明書を熟知し、仕様書に従って上記の業務を履行するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構
契約責任者 理事 小松 悌厚 殿

競争加入者

住 所
会 社 名
氏 名

印

(競争加入者の代理人が入札する場合)

様式A2

入 札 書

件 名 2019年度アセアン加盟国中学生招聘交流事業旅行業務等 一式

入札金額 金 円也

独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則を遵守し、文部科学省が定めた発注工事請負等契約規則を準用し、入札説明書を熟知し、仕様書に従って上記の業務を履行するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構
契約責任者 理事 小松 悌厚 殿

競争加入者

住 所
会 社 名
氏 名

代 理 人

住 所
代理人氏名

印

(競争加入者の復代理人が入札する場合)

様式A3

入 札 書

件 名 2019年度アセアン加盟国中学生招聘交流事業旅行業務等 一式

入札金額 金 円也

独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則を遵守し、文部科学省が定めた発注工事請負等契約規則を準用し、入札説明書を熟知し、仕様書に従って上記の業務を履行するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構
契約責任者 理事 小松 悌厚 殿

競争加入者

住 所
会 社 名
氏 名

復 代 理 人

住 所
復代理人氏名

印

(代理委任状の参考例1：社員等が入札の都度、競争加入者の代理人となる場合)

様式B1

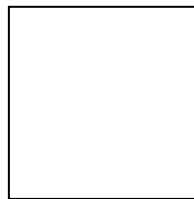
委 任 状

私は、(代理人氏名) を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

令和元年8月19日公告分の独立行政法人国立青少年教育振興機構において行なわれる「2019年度アセアン加盟国中学生招聘交流事業旅行業務等 一式」の一般競争入札に関する件

受任者(代理人) 使用印鑑



令和 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構
契約責任者 理事 小松 悌厚 殿

委 任 者

住 所
会 社 名
代表者氏名

印

(注) これは参考例(様式及び記載内容)であり、必要に応じ適宜追加・修正等(委任者が任意の様式で作成するものを含む。)があっても差し支えないこと。

(代理委任状の参考例 2 : 支店長等が一定期間、競争加入者の代理人となる場合)

様式 B 2

委 任 状

私は、下記の者を代理人と定め、独立行政法人国立青少年教育振興機構との間における下記の一切の権限を委任します。

記

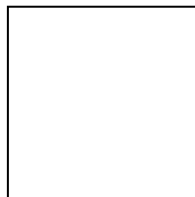
受任者（代理人） 住 所
会社名
氏 名

委任事項

1. 入札及び見積に関する件
2. 契約締結に関する件
3. 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件
4. 契約代金の請求及び受領に関する件
5. 復代理人の選任に関する件
6.

委任期間 : 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

受任者（代理人）使用印鑑



令和 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構
契約責任者 理事 小松 悌厚 殿

委 任 者

住 所
会 社 名
代表者氏名

印

(注) これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えないこと。

(代理委任状の参考例 3 : 支店長等の社員等が入札の都度、競争加入者の復代理人となる場合)

様式 B 3

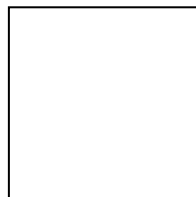
委 任 状

私は、(復代理人氏名) を(競争加入者)の代理人と定め、下記の
一切の権限を委任します。

記

令和元年 8 月 1 9 日公告分の独立行政法人国立青少年教育振興機構において行なわれる「2 0
1 9 年度アセアン加盟国中学生招聘交流事業旅行業務等 一式」の一般競争入札に関する件

受任者(競争加入者の復代理人)使用印鑑



令和 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構
契約責任者 理事 小松 悌厚 殿

委 任 者 (競争加入者の代理人)

住 所

会 社 名

代理人氏名

印

(注) これは参考例(様式及び記載内容)であり、必要に応じ適宜追加・修正等(委任者が任意の様式で作成するものを含む。)があっても差し支えないこと。

別紙4 入札書及び委任状の作成・提出にあたっての留意点

1 入札書の作成

- (1) 入札書の作成にあたり、競争加入者本人が作成する場合は、様式A 1で作成してください。
- (2) 競争加入者本人以外が作成する場合は、様式A 2若しくはA 3で作成してください。
 - ① 様式A 2は、競争加入者の社員などが直接代理人となる場合に使用してください。
 - ② 様式A 3は、競争加入者から直接代理人になれず、復代理人をたてる場合に使用してください。
- (3) 入札書の日付については、入札書等の受領期限日以前の日付（作成日もしくは提出日等）を記入してください。

2 委任状の作成・提出

- (1) 入札書の作成及び開札に競争加入者本人が作成及び参加する場合は、不要になります。
- (2) 競争加入者本人以外が入札書を作成する場合は、入札書の作成及び開札への参加状況により、別紙3様式B 1からB 3の中から必要な委任状を作成してください。
 - ① 様式B 1は、競争加入者の社員などが直接代理人となる場合に使用してください。

なお、この場合の入札書は、様式A 2となります。
 - ② 様式B 2は、競争加入者から直接代理人になれず、復代理人をたてる場合、支店長等を一定期間、競争加入者の代理人とする場合に使用してください。
 - ③ 様式B 3は、競争加入者から直接代理人になれず、復代理人をたてる（様式B 2を作成）場合、支店長等、一定期間、競争加入者の代理人となっている者から本案件の代理人となる場合に使用してください。したがって、様式B 3を使用する場合は、様式B 2も併せて必要になります。
- (3) 提出書類が委任状の委任期間外とならないようご留意下さい。

参 考 見 積 書 (記載例)

令和元年〇〇月〇〇日

独立行政法人国立青少年教育振興機構 殿

住 所 東京都〇〇区〇〇町〇-〇-〇
 氏 名 株式会社〇〇
 代表取締役 〇〇 〇〇
 電 話 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

金. 〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

件 名	人数	単 価	金 額	税区分	備 考
2019年度アセアン加盟国中学生招聘交流事業旅行業務等 一式					
【航空券手配】					
①フィリピン招聘者					
航空運賃 (往復)	〇名	〇〇, 〇〇〇円	〇〇〇, 〇〇〇円		
燃油サーチャージ料金・航空保険料・空港税 (往復)	〇名	〇〇, 〇〇〇円	〇〇〇, 〇〇〇円		
販売手数料	〇名	〇〇, 〇〇〇円	〇〇〇, 〇〇〇円		
(経路等については添付資料①のとおり)					
	}				
【貸切車両手配】					
11月18日 〇〇〇〇→〇〇〇〇	〇台	〇〇, 〇〇〇円	〇〇〇, 〇〇〇円		
	}				
【新幹線手配】					
11月24日 〇時〇分〇〇駅発→〇時〇分〇〇駅着	〇名	〇, 〇〇〇円	〇〇〇, 〇〇〇円		新幹線名
	}				
合 計	〇名	〇〇, 〇〇〇円	〇〇〇, 〇〇〇円		

- ※ 備考欄には、課税／不課税の区分について記載すること。
- ※ 記載内容が同様であれば、書式は問わないものとする
- ※ 航空券手配は上記を参考とし、車両や添乗等その他の費用は単価×人数等具体的に示すこと

① 「アセアン加盟国中学生招聘交流事業」
フィリピン招聘者航空券の経路等について（記載例）

令和元年〇〇月〇〇日

独立行政法人国立青少年教育振興機構 殿

住 所 東京都〇〇区〇〇町〇-〇-〇
氏 名 株式会社〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇
電 話 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

日 付	便名	出発/到着	時刻	クラス	所要時間
2019/〇〇/〇〇	〇〇〇	〇〇空港	〇 : 〇〇	エコノミー	〇 : 〇〇
2019/〇〇/〇〇		〇〇空港	〇 : 〇〇	エコノミー	
		運行航空会社 : 〇〇			
日 付	便名	出発/到着	時刻	クラス	所要時間
2019/〇〇/〇〇	〇〇〇	〇〇空港	〇 : 〇〇	エコノミー	〇 : 〇〇
		〇〇空港	〇 : 〇〇	エコノミー	
		運行航空会社 : 〇〇			

※記載内容が同様であれば、書式は問わないものとする

開 札 不 参 加 届

独立行政法人国立青少年教育振興機構 御中

住 所
会 社 名
代表者氏名

印

件 名 2019年度アセアン加盟国中学生招聘交流事業旅行業務等 一式

弊社は、上記入札書を提出しましたが、都合により開札(令和元年9月20日(金)15時00分～ 国立オリンピック記念青少年総合センター センター棟6階 入札室)に立ち会うことができません。

なお、2回目以降の入札につきましては辞退しますので、よろしくお願い致します。

以上

仕様書

1 契約件名

2019年度アセアン加盟国中学生招聘交流事業旅行業務等 一式

2 契約期間

契約締結日から令和元年11月26日まで

3 概要

(1) 事業趣旨

日本とアセアン加盟国（フィリピン、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、マレーシアの5カ国のこと。）青少年の国際交流を通して、グローバル社会に対応した高い国際感覚を備えた青少年を育成する。

(2) 事業テーマ

日本人参加者及び引率者とのディスカッション、異文化交流

(3) 事業日程

別紙アセアン加盟国中学生招聘交流事業プログラム参照

(4) 実施事項

受入事業	
ア	受入事業概要について
イ	交通輸送機関の手配について
ウ	添乗員の手配について
エ	宿泊場所の確保について
オ	食事の提供について
カ	チケット等の手配に関して
全体に係る受注者の責務について	

(5) 人数

参加者：30名（5ヶ国各6名）

引率者：5名（5ヶ国各1名）

随行者（機構職員）：4名

4 変更契約

変更契約は、下記の条件を満たす場合に締結できるものとする。

(1) 受注者から契約変更を申し出た場合

受注者は、契約変更を要すると判断した場合は、以下の内容を記載した申請書を発注者に提出するものとする。

発注者は、申請書が提出された後、内容を精査し書面をもって対応する。なお、事後提出になった場合は、①から④の事項の他に事後提出となった理由を追記するものとする。

① 契約変更の原因

② 契約内容の変更箇所

③ 当該変更箇所の条文等変更案

④ 契約変更による契約金額の変更契約申請書

(2) 発注者から契約変更を申し出た場合

発注者は、契約変更を要すると判断した場合は、事前に受注者に通知するものとする。

受注者は、通知を受理した後、それぞれ該当する対応を、速やかに検討し発注者へ提出するものとする。

なお、発注者が提示する契約変更の理由が「天災地変」「国の政策的判断」「テロ攻撃等重大事件の発生」など止むを得ない事由の場合は、受注者は契約変更に応じ、契約金額の変更案を提出するものとする。

- ① 承諾する場合
 - ・ 契約金額の変更案
- ② 承諾しない場合
 - ・ 承諾しない旨の書面

5 その他

- (1) 受注者は、発注者の求めに応じ、交流事業の実施に係るあらゆる情報について提供し、かつ発注者の指示に従うものとする。
- (2) 作業及び発注者の指示による作業は、発注者が期限を定める場合は期限までに実施するものとし、それ以外の場合は本事業の実施に支障が無いように実施するものとする。
- (3) 宿泊及び研修場所へ事前に連絡調整を計った上で、応募すること。
- (4) 本仕様書の内容を変更しようとする場合は、発注者、受注者ともに、事前に変更の申し入れを行い、相手方の承諾を得なければならない。なお、申し入れ及び承諾は書面により行うものとする。
ただし、天災地変や事件事故又は実施5カ国の政府機関からの要請により、急遽本仕様書の内容を変更しなければならない場合は、口頭により行うことができるものとする。
- (5) 本仕様書に記載している人数の減少等により発生するキャンセル料などの経費の取り扱いについては、事前提出書類の提出期限までに、当該航空券の変更又は取消し条件について内容を記載した書面を発注者に提出すること。
- (6) 燃油サーチャージ料金や渡航人数の変更等により、落札時と購入時において料金に差が生じる場合は、その証明書を発注者に提出し協議するものとする。
- (7) 各関係機関の所在地及び連絡先は、契約締結後速やかに発注者より情報提供するものとする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ、定めるものとする。

交通輸送機関の手配について

1 交通輸送機関の手配

参加者及び引率者が、安全かつ快適な移動ができるように、下記に沿った交通輸送機関の確保及び連絡調整・事務手続きを行うものとする。

(1) 航空機

- ① 航空券は次の経路について、参加者及び引率者の人数分を手配するものとする。参加者及び引率者は1国あたり7名とする。

(ア) 内容

フィリピン、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、マレーシアの5カ国

◎インドネシア

〈往路〉到着日：11月18日（月）

ジャカルタ（スカルノ・ハッタ空港）現地時間 11月17日

20時00分以降出発 ⇒ 直行便とする ⇒ 成田国際空港 9時00分までに到着

〈復路〉出発日：11月26日（火）

成田国際空港 9時00分以降出発 ⇒ 直行便とする

⇒ ジャカルタ（スカルノ・ハッタ空港）現地時間 18時00分までに到着

◎カンボジア

〈往路〉到着日：11月18日（月）

プノンペン（プノンペン国際空港）現地時間 11月17日 20時00分以降出発 ⇒

⇒ 直行便とする ⇒ 成田国際空港 9時00分までに到着

〈復路〉出発日：11月26日（火）

成田国際空港 9時00分以降出発 ⇒ 直行便とする ⇒

⇒ プノンペン（プノンペン国際空港）現地時間 19時00分までに到着

◎マレーシア

〈往路〉到着日：11月18日（月）

クアラルンプール（クアラルンプール国際空港）現地時間 11月17日

21時00分以降出発 ⇒ 直行便とする ⇒ 成田国際空港 9時00分までに到着

〈復路〉出発日：11月26日（火）

成田国際空港 9時00分以降出発 ⇒ 直行便とする ⇒

⇒ クアラルンプール（クアラルンプール国際空港）現地時間 19時00分までに到着

◎フィリピン

〈往路〉到着日：11月18日（月）

マニラ（ニノイ・アキノ国際空港）現地時間 11月18日

5時00分以降出発 ⇒ 直行便とする ⇒ 成田国際空港 14時00分までに到着

〈復路〉出発日：11月26日（火）

成田国際空港 9時00分以降出発 ⇒ 直行便とする ⇒

⇒ マニラ（ニノイ・アキノ国際空港）現地時間 19時00分までに到着

◎ブルネイ

〈往路〉到着日：11月18日（月）

バンドルスリブガワン（ブルネイ国際空港）現地時間 11月17日

17時00分以降出発 ⇒ 経由最大1回 ⇒ 成田国際空港 9時00分までに到着

〈復路〉出発日：11月26日（火）

成田国際空港 9時00分以降出発 ⇒ 経由最大1回 ⇒

⇒ バンドルスリブガワン（ブルネイ国際空港）現地時間 24時00分までに到着

※〈往路〉の成田国際空港への各国の到着時間差はフィリピンを除き150分以内とする。

※〈復路〉の成田国際空港の各国の出発時間差は180分以内とする。

※渡航人数の最終確定は、10月9日（水）までに、搭乗者に関する情報（氏名、年齢、性別等）は10月15日（火）までに、それぞれ確定し委託者から受託者へ情報提供するものとする。

（イ）引渡期限及び場所

引渡期限：郵送の場合10月21日（月）

メールの場合10月28日（月）

引渡場所：国際・企画課に郵送及びメールで送付

（2）バス

①バスは、以下の使用日、乗車人数、行程で手配するものとする。

（ア）使用日：令和元年11月18日（月）

乗車人数：37名

行程：成田国際空港より、フィリピン参加者以外の4か国の参加者が乗車後、成田山新勝寺、昼食会場、イオンモール成田を経由し、再度成田国際空港に向かう。成田国際空港でフィリピン参加者乗車後イオンモール成田、夕食会場を経由し都内ホテルに20:00までに到着する。

（イ）使用日：令和元年11月19日（火）

乗車人数：37名

行程：都内ホテルを8時00分に以降に出発し、都内の中学校を経由後、17:00までに国立中央青少年交流の家に着する。（国立中央青少年交流の家 住所：〒412-0006 静岡県御殿場市中畑2092-5）

（ウ）使用日：令和元年11月24日（日）

乗車人数：38名

行程：国立中央青少年交流の家を14時00分に出発し、小田原城を経由して小田原駅に到着する。

（エ）使用日：令和元年11月24日（日）

乗車人数：38名

行程：東京駅を19時00分に出発し、夕食会場と東京タワーを経由して、都内ホテルに到着する。

(オ) 使用日：令和元年11月25日(月)

乗車人数：39名

行程：都内ホテルを9時00分に出発し、東京スカイツリー、昼食会場、都内訪問先、夕食会場とを經由し成田国際空港付近のホテルに21時00分までに到着する。

- ②バスによる移動の際は、参加者1人あたり各1個のスーツケースの運搬も含むこと。
- ③災害及び疾病など緊急時に車両が必要な場合、発注者の指示に従い、参加者及び引率者等が乗車可能な自動車(運転手を含む)を手配し、発注者の指定する者による参加者及び引率者等の緊急時における付添が終了するまでこれを確保すること。なお、発注者はこれに係る費用を別途負担するものとする。
- ④有料道路の利用は、行程中において時間の短縮及び明らかに合理的と判断できる場合は、通行を認めるものとする。また、有料駐車場の利用は、バスを待機させることが合理的と判断できる場合は認めるものとする。その場合の経費は、本契約の範囲外とし、別途発注業者に請求するものとする。

(3) 新幹線による移動

- ①新幹線は以下の日時、乗車人数、乗車区間で手配するものとする。

(ア) 使用日：令和元年11月24日(日)

17時30分以降に出発し、19時00分までに到着すること。

乗車区間：小田原駅～東京駅

乗車人数：38名

備考：指定席(グリーン車不可)。できるだけ近くの座席を確保すること。

2 交通輸送機関に変更等の必要が生じた場合

- (1)参加者及び引率者が安全かつ快適に過ごせ、業務目的に沿った学習・効果を得ることができ、1の事項に沿った代替交通輸送機関を速やかに確保し運行するものとする。
- (2)代替交通輸送機関を確保し運行する場合は、必要な連絡調整・事務手続き及び措置を行い、事業を円滑に実施するものとする。
- (3)代替交通輸送機関を確保し運行する時は、事前に発注者と協議するものとする。
- (4)万一事故等が発生した場合は、直ちに発注者に連絡するものとする。

添乗員の手配について

1 旅行行程管理者の手配

参加者及び引率者が、安全かつ快適に過ごし、業務目的に沿った学習・効果を得ることができるよう、下記に適合した者を確保するものとする。

(1) 期間

- ① 令和元年11月24日(日) 14時00分～21時00分
- ② 令和元年11月25日(月) 9時00分～21時00分

(2) 旅行行程管理者

① 内容

日本国内の旅行について豊富な知識と経験のある者で、下記の事項に該当する者とする。

なお、同一人が困難となった場合は、発注者に申し出て交代を行うことができる。ただし、変更に係る費用は受注者が負担するものとする。

(ア) 要件

- (A) 各日ごとに1名とする。
- (B) 国内旅行の添乗員として満3年以上の経験を有する者。
- (C) 参加者及び引率者と意思疎通が円滑に行える者(日常会話以上の英会話能力のある者)。
- (D) 心身ともに健康である者。
- (E) 参加者及び引率者に同行して全ての活動に参加できる者。
- (F) 写真撮影の許諾ができる者。

(イ) 職務

- (A) 事業全般の円滑な運営に努めること。
- (B) 参加者及び引率者に適切な指示を行うとともに、常に一緒に行動すること。
- (C) 参加者及び引率者の安全確保と健康状態の把握に努めること。
- (D) 参加者及び引率者の心理状態に気を配り、快適に過ごせるよう努めること。
- (E) 万一事故が発生した場合は、人命を最優先とし発注者と協議し、迅速な行動をとること。

② 完了の形態

成田国際空港付近のホテルに到着したことをもって完了とする。

③ 実施期限

令和元年11月25日(月)

(3) 受注者は、添乗員に係る交通費、訪問先の入場料を負担するものとする。ただし、当該費用の添乗員1人当たりの負担額は、参加者及び引率者1人当たりに係る経費を上限とする。

(4) 参加者及び引率者が移動する際は、その都度忘れ物の有無について確認すること。また、忘れ物が発生した場合は適切な対応を行い、忘れ物を発見した場合は持ち主に返還すること。

なお、持ち主が不明である場合は、可能性のある参加者及び引率者等に対して複数回周知すること。

2 旅行行程管理者が職務遂行困難となった場合

(1) 1の事項について実施できる代替者を速やかに確保し、引き続き、事業を遂行させるため、職務が困難となった場所へ派遣すること。

(2) 代替者を派遣するために必要な連絡調整・事務手続き及び措置を行い、事業を円滑に実施するこ

と。

(3) 代替者を確保・派遣する時は、事前に発注者と協議すること。

3 不誠実な業務履行

(1) 発注者は、添乗員に、次に掲げることが認められる場合は、直ちに、受注者に対し添乗員の交代を要求することができるものとする。

- ① 添乗員の勤務状況及び業務に対する取組が適正と認められないとき。
- ② 添乗員の業務の実施に関する能力が契約条件に適合しないとき。
- ③ 添乗員に不品行があったとき。
- ④ 添乗員が病気や怪我により、業務の継続が困難となった場合。

(2) 受注者は、当該要求を受けた時から3時間以内に交代要員を現地に到着させ、業務を継続しなければならない。ただし、添乗員業務を免じられた者と交代要員の交代に係る移動費や食費等の一切の経費は、受注者が負担するものとする。

宿泊場所の確保について

1 宿泊場所及び研修場所の確保

参加者及び引率者が、安全かつ快適に過ごし、業務目的に沿った学習・効果を得ることができるよう、下記に適合した宿泊場所を確保し、それに伴う連絡調整・事務手続き及び配室を行うものとする。

また、参加者及び引率者等の手荷物及び所持品の搬入・搬出が円滑に行えるように対策を講じるものとする。

(1) 宿泊施設

① 内容

(ア) 次のとおり、宿泊施設を朝食付で手配するものとする。

(A) 東京都内① 宿泊人数：37名（参加者30名、引率者及び随行者7名）

宿泊日：令和元年11月18日（月）1泊

配室：シングル7部屋（引率者及び随行者7名）

ツインまたはトリプルを15部屋（参加者30名）

(B) 東京都内②

宿泊人数：38名（参加者30名、引率者及び随行者8名）

宿泊日：令和元年11月24日（日）1泊

配室：シングル8部屋（引率者及び随行者8名）

ツインまたはトリプルを15部屋（参加者30名）

(C) 成田市内

宿泊人数：38名（参加者30名、引率者及び随行者8名）

宿泊日：令和元年11月25日（月）1泊

配室：シングル8部屋（引率者及び随行者8名）

ツインまたはトリプルを15部屋（参加者30名）

(イ) 東京都内①の宿泊施設は、ホテル所在地は東急東横線都立大学駅を起点に半径10km以内とすること。東京都内②の宿泊施設は、国立オリンピック記念青少年総合センターを起点に半径10km以内とすること。

(ウ) 成田市内の宿泊施設は成田国際空港から宿泊施設の間は車で20分程度の距離であること。

(エ) 宿泊施設の立地は繁華街、社交場など青少年の健全育成にふさわしくない場所から十分に離れていること。

(オ) 所管の政府機関等より許可を得た者が営業している宿泊施設であること。

(カ) 原則として同一所在地の宿泊場所を用意すること。やむを得ず2箇所以上の建物に分かれて宿泊をする場合は、その距離は宿泊施設の主たる出入口を基準に500m以内とするものとする。

(キ) 客室の面積は、1名1室の場合は10㎡以上とし、複数名で1室とする場合においては、1名あたり4.3㎡以上を確保すること。

(ク) 宿泊施設の従業員は、宿泊者と同一の建物内において24時間体制で常駐した勤務がなされていること。

(ケ) 火災等に備え、宿泊場所の施設等においては十分な従業員等による避難誘導體制が確保されていること。

(コ) 宿泊施設の出入口、トイレ、食堂において、宿泊施設内の配置が解るようなピクトグラム（デ

ザイン化した絵柄) を用い、表示方法がとられていること。

(サ) 施設内の英語の案内 (パンフレット) がある場合は、事前、もしくは到着時に宿泊者に配布すること。

(シ) 客室内にはトイレ、風呂などの設備が完備され、自由に使用ができること。

(ス) 客室内のトイレ及び風呂は、使用中において独自に内側より施錠が可能なこと。

(セ) 客室内は、冷暖房設備が完備され宿泊者が自由に温度及び風量等を設定できること。

(ソ) 客室の寝具は、客室内の宿泊人員以上の独立した寝具を各自に提供すること。

(タ) 宿泊場所が三層 (3階) 以上の建物である場合は、宿泊者が自由に利用可能なエレベーターが完備されていること。

(チ) 参加者及び引率者等が一堂に食事ができる場所を宿泊施設内に確保していること。

(ツ) 客室内のテレビは、有料放送の放映を不可能とする設定ができること。

(テ) 宿泊料 (夕食代を除く、税込み) の上限は、参加者は 6,700 円、引率者及び随行者は 7,200 円とするが、宿泊施設は、前記 (ア) の (A)、(B)、(C) いずれも次の施設か、これと同等以上の施設を確保しなければならない。

東京都内①: 東横 INN 品川旗の台駅南口、東横 INN 羽田空港 1

東京都内②: 東横 INN 東京駅新大橋前、東横イン 神田秋葉原

成田市内: 成田東武ホテルエアポート

(ト) これにより難しい場合は提案のうえ発注者と協議し決定すること。

② 完了の形態

参加者及び引率者が各ホテルをチェックアウトしたことをもって完了とする。

③ 実施期限

令和元年 11 月 26 日 (火)

2 宿泊に変更等の必要が生じた場合

(1) 参加者及び引率者が安全かつ快適に過ごし、業務目的に沿った学習・効果を得ることができるよう、1 の事項に沿った代替宿泊施設を速やかに確保し使用させるものとする。

(2) 代替宿泊施設を確保する場合は、必要な連絡調整・事務手続き及び措置を行い、事業を円滑に実施するものとする。

(3) 代替宿泊施設を確保する場合は、事前に発注者と協議するものとする。

(4) 万一事故等が発生した場合は、直ちに発注者に連絡するものとする。

食事の提供について

1 飲食物の提供

(1) 通常の食事の提供

① 内容

受注者は、食事の提供を下記のとおり実施するものとする。

(ア) 手配日及び数量

11月18日(月) 昼食30名分、夕食37名分

11月24日(日) 夕食38名分

11月25日(月) 昼食39名分、夕食38名分

(イ) 食事時間

各食事は、以下の時間内で開始、終了するように取り計らわなければならない。

(A) 朝食 6時30分～ 8時30分

(B) 昼食 11時30分～13時30分

(C) 夕食 17時00分～20時00分

(ウ) 金額

食事代(税込み)について、朝食は500～600円、昼食は750～850円、夕食は1,000～1,100円とするが、これにより難しい場合は提案のうえ発注者と協議し決定すること。

(エ) 中学校の児童・生徒が必要とするカロリー(1食につき830kcal程度)の摂取及び栄養バランスの整った食事を提供する。

(オ) 参加者及び引率者等のアレルギー等の健康面にも配慮し、ハラル食の提供が必要な場合はハラル食を提供するか、肉類以外で十分なたんぱく質を摂取できるメニューを提供すること。

(カ) 食事の場所は、清潔な環境で参加者及び引率者等が一堂に会することができること。

(キ) 食事の提供の遅延が進行の妨げにならないよう十分注意すること。

(ク) 移動時間の設定などに無理があり、不規則な食事提供等にならないよう注意すること。

(ケ) 指示した数量を超えて手配が必要となる場合には別途指示をする。

② 完了の形態

参加者及び引率者等に食事を提供したことをもって完了とする。

③ 実施期限

令和元年11月25日(月)

2 留意事項

食事の提供が原因と思われる体調不良等が参加者及び引率者等に発生した際は、医療機関で受診させるなど適切な対応をとるとともに、速やかに発注者に報告すること。

チケット等の手配に関して

- (1) 訪問先の入場券をあらかじめ手配すること。
 - ①使用日：11月24日（日）
施設名：小田原城
人数：中学生：30名、大人：9名
 - ②使用日：11月25日（月）
施設名：東京スカイツリー
人数：中学生：30名、大人：9名
備考：展望デッキと展望回廊のセット券とすること。
- (2) 訪問先の滞在中、参加者及び引率者に過度の疲労を与えないようにすること。
- (3) 繁華街、社交場など青少年の健全育成にふさわしくない場所は、合理的代替手段がない場合を除いて通過してはならない。
- (4) 訪問先の入場料については、団体割引等の適用を図り、経費の節減に配慮すること。

全体に係る受注者の責務について

- (1) 事業内容を出版、報道、公開する場合には、予め発注者に対し書面をもって許諾の申請をし、承諾なくして何ら行為を行ってはならない。
- (2) 報道機関から取材の申し出があった場合は、速やかに発注者に報告すること。なお、報道された場合は、その記事や動画データ等を可能な限り入手し発注者に届けること。
- (3) 機密保持に関することについて、事業を遂行するにあたり、提供される一切の資料、内容等（以下「機密事項等」という。）は、次のとおり取扱うこと。
 - ① 期間中に知り得た受注者の情報については、公知である情報を除き秘密保持の義務を負うこと。
 - ② 個人情報の管理は、十分注意をするとともに、契約期間終了後において、紙媒体及び電子媒体を問わず確実に処分又は消去しなければならない。
 - ③ 機密事項等は、最善の注意をもって管理し、事業関係者以外の第三者に一切開示・漏洩してはならない。
 - ④ 事業終了後は機密事項等（その複製がある場合は当該複製物を含む）を速やかに発注者に返還しなければならない。
 - ⑤ 受注者の責に帰すべき事由により、万一機密事項等が漏洩し、損害を与えた場合には、損害賠償の責を負うと共に、当該機密事項等の漏洩を最小限に止めるよう前後措置に最善を尽くすこと。
 - ⑥ 本事項に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた場合には、協議のうえ決定すること。

契 約 書 (案)

契約件名 2019年度アセアン加盟国中学生招聘交流事業旅行
業務等 一式

契約金額 金 円
(うち、消費税及び地方消費税額 金 円)

発注者 独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 鈴木 みゆき
代理人 理事 小松 悌厚 (以下「発注者」という。)と受注者〇〇 〇〇 (以下「受注者」という。)との間において、上記「2019年度アセアン加盟国中学生招聘交流事業旅行業務等 一式」(以下「役務」という。)について、上記の契約代金額で次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(役務の提供)

第1条 受注者は、別紙仕様書に基づき役務を提供するものとする。

(契約期間)

第2条 契約期間は、契約を締結した日から令和元年11月26日までとする。

(完了報告書の提出)

第3条 受注者は、業務終了後、完了報告書を国立青少年教育振興機構子どもゆめ基金部国際・企画課に提出し、確認を受けるものとする。

(請求書提出先)

第4条 請求書は、国立青少年教育振興機構管理部財務課調達管理室事業支援第二係に送付するものとする。

(代金の支払)

第5条 代金は、原則として、検収が終了した後、適正な請求書を受領後、翌月末までに支払うものとする。

2 仕様書3(5)に定める旅行者の人数について、キャンセルに伴い変更が生じた場合は、契約金額から該当する旅行者の金額(落札内訳書による)を差し引いた上、仕様書5(5)において、受注者が発注者へ提出した取消し条件に基づくキャンセル料を加えた金額を支払うものとする。

(消費税及び地方消費税)

第6条 消費税及び地方消費税の税率が変更された場合には、変更後の消費税率及び地方消費税率によるものとする。

(契約の変更等)

第7条 発注者及び受注者は、契約の内容を変更しようとするときは、あらかじめ相手方にその承認を得るものとする。

(第三者委託禁止)

第8条 受注者は、業務のうち全部若しくはその主要な業務を第三者に委任し、又は業務を行わせてはならない。但し、あらかじめ、発注者の書面による承認を得た場合は、この限りではない。

(遂行状況報告等)

第9条 受注者は、発注者の要求があるときは、役務の遂行状況について、遂行状況報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。

(役務の遂行不可能な場合の措置)

第10条 発注者と受注者のいずれの責にも帰することのできない事由により役務を実施することが不可能又は困難となったときは、発注者と受注者の間で協議してこの契約を解除し、又は変更するものとする。

(契約の解除)

第11条 発注者は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、契約を解除することができるものとする。

(1) 受注者が、正当な理由なく、この契約の全部又は一部を履行しないとき。

(2) この契約の履行について、受注者に不正・不当な行為があったとき。

(3) 受注者がこの契約を履行する能力を失ったことが明らかに認められるとき。

(4) 受注者が次のいずれかに該当するとき

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴力団対策法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受

注者がこれに従わなかったとき。

(5) 前各号のほか、受注者がこの契約に違反したとき。

(6) 発注者の都合により契約の解除の必要があるとき。

2 前項により契約を解除する場合には、(6)が生じたときは、発注者は受注者に対し契約解除の理由を記載した書面を解除しようとする1ヶ月前までに通知し、解約できるものとするが、(1)から(5)については、書面をもって通告することによって解除するものとする。

3 前第1項(1)から(5)が生じたときには、発注者は、別紙仕様書に基づき、契約の解除若しくは契約を解除せずに受注者が発注者に違約金を支払って継続できるものとする。

4 受注者は、倒産等業務の継続が困難な場合を除き、契約解除の通告を受けた月の翌月末日(契約解除の通知が3月の場合は当月末日)を限度として、次期受注者の契約期間開始日の前日まで本契約の業務を請負わなければならないものとする。なお、契約解除を通知した日から業務終了日までの請負費用については、請負金額を当該期間について日割り計算した金額(1円未満は切捨てとする。)を、発注者は受注者に支払うものとする。

5 前第1項(1)から(5)が生じたときには、発注者は、別紙仕様書に基づき契約の解除、若しくは、受注者に違約金を請求することができるものとする。

(契約保証金)

第12条 契約保証金は免除する。ただし、受注者がこの契約事項を履行しなかった場合は、契約金額の10分の1に相当する違約金を発注者に対し支払うものとする。

(損害賠償)

第13条 受注者は、善良なる管理者の注意を持って業務を行うものとする。

2 発注者及び受注者は、業務実施中に相手方の建物・備品等を破損または紛失した場合には、原状回復の責を負い、原状回復が不可能な場合には当該損害を賠償するものとする。

3 違約により相手方の建物・備品等を破損または紛失した場合は、受注者は損害賠償のほか違約に対する措置を受けるものとする。

4 但し、火災、天災、その他不可抗力など、受注者の責任に帰する事が困難な事由によって生じた損害については、この限りではない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第14条 受注者は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

一 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。(以下「独占禁止法」という。))第3条又は第19条の規定に違反し、又は受注者が構成員である事業団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者又は受注者が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、受注者が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違約行為が同法第2条第9項の規定に基づく

不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会公示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときは、この限りでない。

- 二 公正取引委員会が、受注者に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行なったとき。
 - 三 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
 - 3 受注者は、この契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

（秘密保持）

- 第15条 発注者及び受注者は、この契約に関連して知ることのできた契約相手方の知識又は情報その他の権利（法的利益を含む。）及び参加者の個人情報、契約相手方より指示及び了承があつた場合を除いて、第三者に漏洩し、又は譲渡し、若しくは使用させてはならない。
- このことは、契約解除後又は契約期間満了後においても同様とする。

（損害賠償）

- 第16条 受注者は、善良なる管理者の注意を持って業務を行うものとする。
- 2 発注者及び受注者は、業務実施中に相手方の建物・備品等を破損または紛失した場合には、原状回復の責を負い、原状回復が不可能な場合には当該損害を賠償するものとする。
 - 3 違約により相手方の建物・備品等を破損または紛失した場合は、受注者は損害賠償のほか違約に対する措置を受けるものとする。
 - 4 但し、火災、天災、その他不可抗力など、受注者の責任に帰する事が困難な事由によって生じた損害については、この限りではない。

（一般的事項）

- 第17条 この契約についてのその他の一般的約定については、独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則を遵守し、文部科学省が定めた発注工事請負等契約規則を準用するものとする。

（紛争の解決）

- 第18条 この契約について、発注者、受注者間に紛争が生じたときは、双方協議の上これを解決するものとする。

（裁判管轄）

- 第19条 この契約に関する訴えの管轄は、独立行政法人国立青少年教育振興機構本部の所在地を管轄区域とする東京地方裁判所とする。

（その他）

- 第20条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者、受注者間で協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し、発注者、受注者は次に記名押印の上、各1通を所持するものとする。

令和元年 月 日

発注者	住 所	東京都渋谷区代々木神園町3番1号
	氏 名	独立行政法人国立青少年教育振興機構
		理 事 長 鈴木 みゆき
	代理人	理 事 小松 悌厚

受注者	住 所
	氏 名